

「童装束としての汗衫の成立」要旨

お茶の水女子大学大学院 保田 那々子

いわゆる平安朝の服飾、もしくは公家の服飾と呼ばれるものは、唐風の奈良朝服飾を基礎として平安時代中期に成立した。汗衫（かざみ）は平安時代中期以降、天皇に対面する際の内親王や、若年の侍女である女童が正装として着用したことは『西宮記』のような儀式書や『源氏物語』『枕草子』のような文学作品によっても知られている。汗衫は五節の舞姫に付き従う女童の装束としても用いられたが、その前身は男性が着用した汗衫（かんさん）といわれ、「かんさん」が訛化して「かざみ」と呼ばれるようになったという。女童着用の場合は汗衫を表着とし、半臂・下襲・表袴を合わせるため、男性的な印象の強い衣服である。以下、便宜上女童の汗衫を「カザミ」、童装束化する前の汗衫を「カンサン」と表記して区別する。

カザミを専論とする先行研究では、女童の衣服となったのちの用いられ方や色目・形状に重点を置いており、童装束化の経緯についての検討は充分ではない。服飾の唐様の摂取とその後の和様化の中で、カンサンがどのようにカザミへ変化していったかを考察する。

カンサンは『延喜式』で天皇の衣服として通年調進するよう規定されているが、同時に袍も記載されており、カンサンはその下着であつたらしい。更に、同じ『延喜式』で男装の女官である東豎子のような従者が表着として用いており、袍の下にカンサンを着用するのは上位者、カンサンを表着として着用するのは下位者と区別することができる。

『延喜式』よりも古い日本古代女性の男装事例としては天平 12 年の朝賀での奉翳美人が指摘されており（註 1）、唐墓壁画等により唐でも男装して奉仕する宮女がいたことが知られている。肉体的労働を担当する唐の宮女は男性と同様の動きやすい服を必要としていたことが先行研究で明らかにされている（註 2）。日本の男装女官の存在も唐の服飾の影響を受けたものであつたらう。

平安時代に入り、10 世紀半ばには大嘗会の御禊に供奉する下仕の女性が、成人女性の衣服である唐衣や裳に合わせてカンサンを着用している。これは男装とも女装とも表現し難い服装だが、カンサンが女性の服飾として用いられる段階を経て童装束化する途上にあると捉えられる。

ここから童装束化する要因を考えると、第一に平安中期に女性の正装として唐衣裳装束が成立したことが挙げられる。唐衣裳装束は女房装束ともいい、女房の出仕時のユニフォームであつたが、下級女官である下仕・女孺も着用したため、女性従者のカンサンの着用機会が低下したことが考えられる。第二に、先行研究ではワラワという語はそもそも従者の意であつたが、次第に幼少者を指すようになったことが明らかにされている（註 3）。この意味の転換が服飾にも影響を与えたのではないだろうか。

このような背景から、カンサンは女童の正装であるカザミへと変化を遂げたと考えている。また、唐では男装するのは宮女であり日本でも当初は女官であつたが、次第に女童が

男装するようになることは日本独自であり、服飾の和様化の流れの一つと捉えられるだろう。

註1 武田佐知子「奉翳美人の『男装』について」吉田晶編『日本古代の国家と村落』塙書房 1998年所収、など。

註2 矢田尚子「唐代宮女『男装』再考」服藤早苗・新實五穂編『歴史のなかの異性装』勉誠出版 2017年所収。

註3 服藤早苗「日本古代の男女と老童」前掲『歴史の中の異性装』所収